

独立行政法人大学評価・学位授与機構教員選考規則

平成16年4月1日

規則第47号

最終改正 平成23年3月28日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構教員の就業に関する規則（平成16年規則第39号）第3条の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の教員候補者（以下「教員候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(教員選考委員会)

第2条 機構に、教員候補者を選考するため、教員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(教員の選考)

第3条 委員会は、機構長の求めに応じ、別に定める教員選考基準により教員候補者の選考を行い、その結果を機構長に報告するものとする。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、機構長が指名する次の各号に掲げる者で構成する。

一 専任の教授 若干名

二 運営委員会委員（機構所属の教員は除く。） 若干名

2 機構長は、特定の教員候補者選考のために、必要と認めるときは、新たに委員を加えることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1項各号に掲げる委員の中から機構長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

4 委員会に委員長代理を置き、前条第1項第2号に掲げる委員の中から互選により選出する。

5 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 第4条第1項に掲げる委員の任期は、機構長が委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 第4条第2項に掲げる委員の任期は、当該教員候補者の選考結果を機構長へ報告す

る日までとする。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、運営委員会の意見を聴いて機構長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月13日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月12日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。